北千葉広域水道企業団公告第３９号

液体クロマトグラフ質量分析装置の購入の一般競争入札実施について

地方自治法第２３４条第１項の規定により、一般競争入札を次のとおり実施する。

平成２５年７月３１日

北千葉広域水道企業団
企業長　古 澤　昭 彦

１　入札に付する事項

（１）物品購入等件名　　液体クロマトグラフ質量分析装置の購入
（２）調達案件の仕様等　　別添のとおり
（３）履　行　期　限　　平成２６年１月３１日限り
（４）履　行　場　所　　流山市桐ヶ谷字和田１３０番地
（５）概　　要

ア　目的

水質基準に係る要検討項目、ヘキサメチレンテトラミン等アミン類、カルキ臭原因物質等の化学物質の測定に使用する、液体クロマトグラフ質量分析装置を購入する。

イ　内容

液体クロマトグラフ質量分析装置　一式

＜内訳＞

・超高速液体クロマトグラフシステム　１台
・四重極・TOF 型質量分析システム　１台
・その他付属品　一式
・搬入、据付、調整等　一式

２　入札参加者に必要な資格に関する事項

本物品購入等の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

（１）　平成 23･24 年度北千葉広域水道企業団物品等入札参加資格者名簿に理化学機器販売で登載され、北千葉広域水道企業団建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、当該物品購入等の公告日から当該物品購入等の入札日までの間、受けていない者。

（２）　千葉県又は隣接都県（東京都、神奈川県、埼玉県、茨城県）に本店又は営業所がある者。

（３）　過去 5 か年（平成 20 年 4 月 1 日から公告日まで）の間に、国内において 1 件当たり１千万円以上のラボ用理化学機器の納入実績がある者。

（４）　地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のほか、次の各号に該当しない者。

ア　手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年を経過しない者、又は当該物品購入等の入札日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りした者。

イ　会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続き開始決定がさ

れていない者。

ウ　民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がされていない者。

3　入札の場所及び日時

（1）場　所　北千葉広域水道企業団松戸庁舎１階会議室
松戸市七右衛門新田５４０番地の５　電話０４７（３４５）４０１１

（2）日　時　平成２５年９月１８日（水）　午前　１０時００分

4　入札書の郵送方法

（1）郵送方法　一般書留又は簡易書留

（2）到着期限　平成２５年９月１７日（火）　必着

（3）送 付 先　〒２７１－００４１
千葉県松戸市七右衛門新田５４０番地の５
北千葉広域水道企業団 総務部 財務経理室 管財班

5　入札参加資格の確認等

本物品購入等の入札参加を希望する者は、別に配付する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料（以下「資格確認資料」という。）を持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（1）資格確認資料の提出期間等

①　期間　平成２５年８月１９日（月）から平成２５年８月２１日（水）まで

②　時間　午前９時から午後４時まで

③　場所　北千葉広域水道企業団 総務部 財務経理室 管財班
松戸市七右衛門新田５４０番地の５　電話０４７（３４５）４０１１

④　提出部数　各３部

（2）入札参加資格の確認結果通知

平成２５年９月２日（月）に郵便をもって通知する。

（3）入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。

説明を求める場合には、平成２５年９月９日（月）までに総務部財務経理室の長に書面をもって行わなければならない。

（4）理由は、説明を求められた日から３日以内に書面で回答する。

6　契約条項等を示す場所

本物品購入等に係る契約書案、入札約款及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）の縦覧及び配付を次のとおり行う。

（1）縦覧期間

平成２５年７月３１日（水）から平成２５年９月１１日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

（2）縦覧時間

午前９時から午後４時まで

（３）縦覧場所

北千葉広域水道企業団 総務部 財務経理室 管財班

松戸市七右衛門新田５４０番地の５　電話０４７（３４５）４０１１

（４）縦覧の申し込み

入札説明書等の縦覧を希望する者は、電話等で申し込むこと。

希望日時を考慮して、縦覧日時を指定する。

（５）入札説明書等の配付

希望者に、次により入札説明書等を配付する。

① 配付受付　平成２５年７月３１日（水）から平成２５年９月１１日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

② 配付時間　午前９時から午後４時まで

③ 配付場所　縦覧場所と同じ

※希望者は電話等で事前に申し込むこと。

電子媒体（ＣＤ－Ｒ）を持参すること。

（６）入札説明書等に対する質問

入札説明書等に対する質問がある場合は、書面により提出すること。

① 提 出 日　平成２５年９月９日（月）

② 時　　間　午前９時から午後４時まで

③ 提 出 先　北千葉広域水道企業団　技術部 水質管理室 調査班

〒２７０－０１７２

千葉県流山市桐ヶ谷字和田１３０番地

電話０４（７１５８）８０９１

質問に対する回答は、平成２５年９月１１日（水）に時間を指定した上で行う。

７　入札保証金

（１）入札に参加しようとする者は、北千葉広域水道企業団財務規程第１３６条の定めるところにより、入札保証金を納めなければならない。

（２）次のいずれかに該当する場合については、入札保証金を納める必要はない。

① 過去２か年の間に、北千葉広域水道企業団と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回にわたって締結し、これを誠実に履行したと認められる者が入札に参加する場合。

② 過去２か年の間に、国（公社及び公団を含む。）又は北千葉広域水道企業団以外の他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回にわたって締結し、これを誠実に履行したと認められる者が入札に参加する場合で、資格確認申請書に当該物品購入等の契約書の写しを添付したとき。

③ ①又は②に該当する者以外の者で保険会社との間に北千葉広域水道企業団を被保険者とする入札保証保険契約を締結したものが入札に参加する場合。

（３）落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当する。

（４）（２）に該当する者以外の者は、入札参加資格確認申請前に総務部財務経理室管財班に照会すること。

8　入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１０５分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。（消費税抜きの金額で入札を行う。）

9　入札に関する注意事項

（1）第１回目の開札において予定価格に達する入札書がないときは、１回に限り再度入札を行うことができる。

（2）入札書、誓約書及び委任状には、物品購入等件名及び履行場所をこの公告の記載に従って記入すること。

（3）入札者が代理人である場合においても、誓約書及び入札書には代表者の印を押すこと。

（4）誓約書及び代理人が入札を行う場合の委任状の提出がない場合は、入札に参加することはできない。

なお、委任状は代理人の印では修正できない。

（5）年間委任状が提出されている場合は、その写しを同封して提出すること。

（6）当該物品購入等の入札参加確認結果通知の写しを同封して提出すること。

（7）入札参加資格確認通知を受けた後、入札を希望しない場合には、参加しないことができるので入札辞退届を郵送又は持参により提出すること。

１０　入札の執行

資格確認の結果、資格を有すると認められた者が１人の場合も特別な事情がない限り入札を執行するものとする。

１１　入札の無効

本公告に示した参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札約款等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格を確認された者であっても、確認後、指名停止措置を受け入札時において指名停止期間中である者は、入札に参加できない。

１２　落札者の決定

当該入札については、予定価格の範囲内で最低の価格を提示した者を原則として落札者とする。

１３　契約締結時期

落札者の決定後、７日以内に契約を締結しなければならない。

１４　その他

（1）資格確認資料作成説明会及び現場説明会は、実施しない。

（2）資格確認資料のヒアリングは実施しない。
　ただし、記載内容が不明確で入札参加資格が確認できない場合には、説明を求めることがある。
（3）提出された資格確認資料は、返却しない。
　なお、公表または無断での使用は行わない。
（4）履行期間は、事情により変更することがある。
（5）詳細は、入札説明書による。

１５　問い合わせ先
　北千葉広域水道企業団総務部財務経理室管財班
　電話０４７（３４５）４０１１

平成25年度

液体クロマトグラフ質量分析装置の購入

購入仕様書

北千葉広域水道企業団

（適用範囲）
第1条　本件は、液体クロマトグラフ質量分析装置の購入にあたり、その仕様等について定めたものである。

（設置場所）
第2条　装置の設置場所は次のとおりとする。
流山市桐ヶ谷字和田130番地
北千葉浄水場　中央管理本館2階　GC-MS 室（4）

（内容）
第3条　装置の数量及び仕様は以下に定めるものとする。

1. 数量　液体クロマトグラフ質量分析装置　　一式
2. 仕様　別紙のとおり

（納入時期）
第 4 条　本装置の納入時期は平成 26 年 1 月 31 日までとする。

（装置の運搬及び搬入）
第5条　装置の運搬及び搬入、据え付け、調整等にかかる費用は見積金額に含むものとする。

（装置の保証及び期間）
第 6 条　装置納入後、1 年は無償による保証を行うものとする。

（装置の点検）
第7条　装置の保証期間内に1回以上の定期点検を行うものとする。定期点検の内容については別途定める。定期点検に係る費用は見積金額に含むものとする。

別　紙

液体クロマトグラフ質量分析装置　一式

＜内訳＞

(1)超高速液体クロマトグラフシステム	1台
(2)四重極・TOF 型質量分析システム	1台
(3)その他付属品	一式
(4)搬入、据付、調整等	一式

【仕様】

1. 液体クロマトグラフ質量分析装置

・ 日本ウォーターズ株式会社製　Xevo G2-S QTof　であること。
・ ヘキサメチレンテトラミンの組成解析、定量ができること。

(1)超高速液体クロマトグラフシステム

1) 送液部の最高耐圧は 18,000psi(約 124MPa)以上であること。
2) 装置容量は 100μL以下であること。
3) 粒径 1.7μm 以下の充填剤を充填した分離カラムが使用でき、カラム使用履歴を電子管理可能なこと。
4) 移動相を 4 種類以上セット可能で、同時に 2 種類以上を混合でき、11 種類以上のグラジエントカーブが使用可能であること。
5) フォトダイオードアレイ検出器を有し、波長範囲 190～800nm、セル容量 500nL 以下、光路長 10mm 以上であること。
6) 一度に 96 本以上の 2ml バイアルをセットでき、セットした部分を 4℃から 40℃までの温度範囲に設定できるオートサンプラーを有すること。

(2)四重極・TOF 型質量分析システム

1) 質量分析部は四重極-TOF 型であること。
2) エレクトロスプレーイオン化法(ESI)及び大気圧化学イオン化法(APCI)によるイオン化が同時に行えること。
3) 高感度型大気圧化学イオン化(APCI)専用プローブを付属すること。
4) 専用の固体試料プローブを付属すること。
5) 質量分析部を使用する上で十分な窒素ガスを供給できる窒素ガス発生装置を設置すること。
6) ワークステーション

・ 超高速液体クロマトグラフ及び四重極・TOF 型質量分析部が同期しており、同一のソフトウェアでデータの取り込み及び解析ができること。
・ フラグメントイオン解析、定量解析、差分解析、多変量解析機能及びデータベース検索機能を有すること。
・ 機器の制御及びデータ処理用ソフトウェアは最新版であること。
・ Microsoft Office Professional 日本語版を付属すること。

・ 制御用 PC 部の主記憶装置は 6GB 以上で、22 インチ以上の液晶ディスプレイ、白黒レーザープリンタを備えていること。
・ 解析用 PC 部の主記憶装置は 4GB 以上で、22 インチ以上の液晶ディスプレイを備えていること。

(3)その他付属品

1) 以下のカラムを付属すること。

・ ACQUITY UPLC HSS T3 1.8μm, 2.1×100mm　　1 本
・ ACQUITY UPLC BEH Amide 1.7μm, 2.1×100mm　　1 本
・ ACQUITY UPLC HSS PFP 1.8μm, 2.1×150mm　　1 本

2) コリジョンガス用ガス圧レギュレーター及び、実験台に固定する 7m^3 用ガスボンベ架台を付属すること

3) 製本版または電子化ファイル形式の日本語取扱説明書を付属すること。

4) 装置本体(ワークステーション含む)の稼動に必要な標準付属品を有すること。

(4)搬入、据付、調整等

1) 設置場所(中央管理本館2階)まで安全に搬入できる方法を取ること。

2) 装置を指定した場所に搬入して据え付け、装置が正常に作動するよう調整すること。

3) 耐震性等安全に配慮して据え付け、装置を耐震ベルト等により机等に固定すること。

4) 装置の正常な作動に必要な電気配線用部品、ガス配管用部品等及び耐震ベルト等は納入者が用意すること。これにかかる費用は見積金額に含むものとする。

5) 装置設置場所及び設置環境は以下のとおり。

・ GC-MS 室(4)に設置すること。
・ 装置の占有できるスペースは 3.5m×2m で、実験台はない。
・ 壁際に 1800mm×750mm のワークステーション用実験台がある。
・ 電源は AC 単相 100V-30A 開閉器盤×1、AC 単相 100V-20A 実験台コンセントがある。
・ コンクリート壁を挟んだ隣の部屋に局所排気装置の配管がある。
・ この他に装置の設置及び正常な作動に必要なものがあれば、設置工事等を行うこと。これにかかる費用は見積金額に含むものとする。

6) 納品時に本装置の取扱説明を行うこと。

2. 装置の保守体制

(1)修繕対応

故障等不具合が発生した場合には、緊急の修繕対応等が可能なサービス体制があること。

(2)定期点検

定期的に装置が正常に稼働することを確認するための点検作業が実施できること。

3. 検査

装置の正常な作動を確認するために納品時に検査を行うものとする。検査内容及び期日に関しては別途定める。